

番号	統計細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
	110	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(20%)			20%				MT
	190	-その他のもの		*(83円/kg)			31円/kg				MT
		2ライ小麦のもの	(106円/kg)								
	210	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(20%)			20%				MT
	290	-その他のもの		*(90円/kg)			27.40円/kg				MT
	400	3オートのもの	20%	12%	6%	無税					MT
		4米のもの	(442円/kg)								
	510	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%				MT
	590	-その他のもの		*(375円/kg)			54円/kg				MT
	300	5その他のもの	20%	17%	8.5%	無税					MT
110320		ペレット									
		1小麦のもの	(106円/kg)								
	110	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%				MT
	190	-その他のもの		*(90円/kg)			27.40円/kg				MT
	200	2オートのもの	20%	12%	6%	無税					MT
		3とうもろこし又は米のもの									
	310	(1)とうもろこしのもの	25%	21.3%							MT
		(2)米のもの	(442円/kg)								
	350	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%				MT
	390	-その他のもの		*(375円/kg)			54円/kg				MT
		4大麦又は裸麦のもの	(98円/kg)								
	410	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(20%)			20%				MT
	490	-その他のもの		*(83円/kg)			31円/kg				MT
		5ライ小麦のもの	(106円/kg)								
	510	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(20%)			20%				MT

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
	590	-その他のもの		*(90円 /kg)			27.40円 /kg				MT
	600	6その他のもの	20%	17%	8.5%	無税					MT
1104		その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの、第10.06項の米を除く。)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)									
		ロールにかけ又はフレーク状にした穀物									
110412	000	オートのもの	20%	12%	6%	無税					KG
110419		その他の穀物のもの									
		1小麦又はライ小麦のもの	(132円 /kg)								
		*[1]小麦のもの									
	111	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%				KG
	119	-その他のもの		*(112円 /kg)			31.40円 /kg				KG
		*[2]ライ小麦のもの									
	121	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(20%)			20%				KG
	129	-その他のもの		*(112円 /kg)			31.40円 /kg				KG
		2とうもろこし又は米のもの									
	210	(1)とうもろこしのもの	25%	21.3%							KG
		(2)米のもの	(402円 /kg)								
	250	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%				KG
	290	-その他のもの		*(341円 /kg)			49円/kg				KG
		3大麦又は裸麦のもの	(107円 /kg)								
	410	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(20%)			20%				KG
	490	-その他のもの		*(91円 /kg)			33.20円 /kg				KG
	300	4その他のもの	20%	17%	8.5%	無税					KG
		その他の加工穀物(例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの)									
110422	000	オートのもの	20%	12%	6%	無税					KG
110423		とうもろこしのもの									
	010	1コーンフレークの製造に使用するもの	◎16.2%	(16.2%)		無税					KG
	090	2その他のもの	25%	18%							KG
110429		その他の穀物のもの									
		1小麦又はライ小麦のもの	(106円 /kg)								
		*[1]小麦のもの									
	111	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%				KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
	029	--その他のもの									MT
110720		いつたもの	25円/kg	21.30円/kg							
	010	-共通の限度数量以内のもの					無税				MT
	020	-その他のもの									MT
1108		でん粉及びびイヌリン									
		でん粉									
110811		小麦でん粉	(158円/kg)								
	010	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%				KG
	090	-その他のもの		*(134円/kg)			34.40円/kg				KG
110812		とうもろこしでん粉(コーンスターチ)	140円/kg								
		-この号に掲げるとうもろこしでん粉(コーンスターチ)、第1108.13号に掲げるばれいしよでん粉、第1108.14号に掲げるマニオカ(カッサバ)でん粉、第1108.19号に掲げるその他のでん粉、第1108.20号に掲げるイヌリン、第1901.20号の1の(2)のDの(b)に掲げるペーカリー製品製造用の混合物等及び第1901.90号の1の(2)のDの(b)に掲げる調製食料品について、157,000トンを基準とし、当該年度における当該物品及びコーンスターチの製造に使用するとうもろこしの需給、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項及び第19.01項において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。)以内のもの		(25%)							
	010	-でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するもの					◎無税				KG
	020	--その他のもの					25%				KG
	090	-その他のもの		119円/kg							KG
110813		ばれいしよでん粉	140円/kg								
		-でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		(25%)							
	010	-でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するもの					◎無税				KG
	020	--その他のもの					25%				KG
	090	-その他のもの		119円/kg							KG
110814		マニオカ(カッサバ)でん粉	140円/kg								
		-でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		(25%)							
	010	-でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するもの					◎無税				KG
	020	--その他のもの					25%				KG
	090	-その他のもの		119円/kg							KG
110819		その他のでん粉	140円/kg								
		-サゴでん粉									
		-でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		(25%)							
	011	-でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するもの					◎無税				KG
	012	----その他のもの					25%				KG
	019	-その他のもの		119円/kg							KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
		-その他のもの									
		--でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		(25%)							
	091	---でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリンゲル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチゲルールの製造に使用するもの					◎無税				KG
	092	---その他のもの					25%				KG
	099	--その他のもの		119円/kg							KG
110820		イヌリン	140円/kg								
	010	-でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		(25%)			25%				KG
	090	-その他のもの		119円/kg							KG
1109											
110900	000	小麦グルテン(乾燥してあるかないかを問わない。)	25%	21.3%							KG